

## 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部情報連絡会議次第

日 時 令和2年3月10日（火） 14時30分から15時まで

場 所 第4応接室（県庁第本庁舎3階）

出席者 知事、副知事、統轄監  
交流人口拡大本部、危機管理局、総務部、福祉保健部、  
子育て・人財局、商工労働部、農林水産部、教育委員会

議 題 新型コロナウイルス感染症にかかる国の緊急対応策  
第2弾決定に備えた対応について

現時点で予想されている新型コロナウイルス感染症にかかる国の緊急対応策  
第2弾への対応について

2. 3. 10  
健康医療局

1. 3月7日 国の本部会議での総理発言

第二弾の緊急対応策について、

- 1、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、
  - 2、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、
  - 3、事業活動の縮小や雇用への対応、
  - 4、事態の変化に即応した緊急措置等
- を柱として、10日の取りまとめを目指す。

2. 上記4本柱について現時点でのマスコミ情報等をもとに整理

※3月10日夕方の国対策本部で第2弾対策を決定し、持ち回り閣議で予備費  
(2700億円)の使用を決定予定

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- ① 介護施設等に配る布製マスク2000万枚を国が購入・配布
- ② 医療機関向けのマスク1500万枚を国が購入・配布
- ③ マスクの転売禁止(本日朝の閣議で、国民生活安定緊急措置法の政令改正を決定済み)
- ④ 保育所や介護施設での消毒液購入費を補助
- ⑤ 症状がある人に傷病手当金を支給
- ⑥ 簡易ウイルス検査機器の導入
- ⑦ 5000床超の病床確保、治療薬開発

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

- ① 休業に追い込まれたフリーランスへ1人当たり1日4100円を補償する方向
- ② 県社会福祉協議会が無利子で生活費を貸し付ける「生活福祉資金貸付制度」の貸付限度額の引き上げ(10万円→20万円)
- ③ 休校に伴う放課後児童クラブなど地域の取り組みを国費で全額支援
- ④ 給食休止で打撃を受けている業者や農家への代替販路の確保・輸送費用支援
- ⑤ テレワークの環境整備を進める企業への助成金交付

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

- ① 雇用調整助成金の特例措置拡大
- ② 個人事業主を含む中小・小規模事業者向けに実質無利子、無担保で融資する「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設 5000億円
- ③ 売り上げが急減した中小企業や個人事業主を含む小規模事業者の倒産を防ぐため、日本政策金融公庫などに特別貸付制度を創設し、実質無利子、無担保融資 6000億円
- ④ 大企業のサプライチェーン再構築支援  
日本政策投資銀行、国際協力銀行による融資 5000億円
- ⑤ 観光業の誘客多角化支援

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための新型インフルエンザ対策特別措置法改正案を本日朝閣議決定済み。

# 商工労働部の対応

## ■ 国の第2弾経済対策を踏まえた企業等への更なる支援

### <想定されるもの>

#### 1 資金繰り支援

#### 2 小学校等の休校に伴う事業者支援（個人事業主等）

- フリーランスなど個人事業主について、国の経対策を踏まえて、県による対応を検討

#### 3 その他、国の支援策を踏まえた対応を検討

- テレワーク導入支援 等

### <参考>

- 企業からの商工団体に設置した相談窓口への相談件数
  - ・合計298件（1/30～3/8時点）※3/3～3/8の1週間で156件の相談
  - ・観光業、宿泊業に加え、飲食業などから経営相談、資金繰り相談が多数。
- 産業成長応援補助金（3/6～、サプライチェーンの再構築支援 等）
- 企業の資金繰りを支援するため、返済猶予や貸付条件の変更等について柔軟に対応いただくよう、平井知事から（一社）鳥取県銀行協会に要請【3月4日】

# <国の支援制度> ※3/9 厚生労働省プレスリリース内容を反映

## 1 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援[新たな助成金制度]

概要	新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた企業に支給する助成金。令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇を対象とする。
対象事業主	以下のいずれかの子の世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主 ・新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子 ※小学校等: 小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等(中学校、高校は含まない。) ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子 ※労働者の正規・非正規は問わない。 <b>労働者は両親だけでなく、祖父母や里親等を含む</b>
支給額	休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 ※支給額は日額8,330円/人(雇用保険の失業給付(基本手当)と同額)を上限とし、大企業、中小企業ともに同様とする。 <b>※半日単位、時間単位の休暇も支給対象とする</b>

## 2 雇用調整助成金の要件緩和[対象事業者の再拡充]

- 特例の対象を「観光業等を中心とした中国との関係による影響を受ける事業主」  
 ⇒ (中国に関係なく) 「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける業者主」に拡充。

概要	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当(賃金の6割以上)、賃金等の一部を助成。
特例の概要	休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用。 ①休業等計画届の事業ご提出を可能とする。 → 令和2年1月24日以降に初回の休業等がある場合は、令和2年3月31日(→5月31日まで延長予定):厚労省プレスリリース[3/4]までに提出すれば、休業前に提出されたものとする(遡り適用を可能とする)。 ②生産指標の要件(販売量、売上高等が前年同期比10%以上減)の確認対象期間を3月から1月に短縮する。 ③最近3か月の雇用指標(雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者)が対前年比で増加していても助成対象とする。 ※雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定以上増加している場合は助成対象としないという要件を撤廃 ④事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とする。
特例の対象	<b>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主</b>
支給額	日額8,330円/人を上限に助成(中小企業2/3、大企業1/2)